

# 布水中学校 いじめ防止基本方針

野々市市立布水中学校

平成26年7月

(令和5年6月 改訂)

## はじめに

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下、「法」という）第 13 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「布水中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第 2 条第 1 項）

### 2 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるものである。例えば、けんかやふざけ合いであっても生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断して対応し、場合によっては「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する。

#### いじめは笑いに隠される

- ・いじめられる生徒は、自分がいじめられているという事実を認めたくないと思い、いじめという行為を「冗談」や「遊び」に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」、「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうすることがある。
- ・このことが、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教師によるいじめ発見を難しくさせることがあるだけでなく、いじめる生徒から「あれは遊びだった」、「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。

「いじめを見逃さない学校づくり」平成24年10月 石川県教育委員会

#### (1) いじめの未然防止「発達指示的生徒指導」

全ての生徒が笑顔で登校、笑顔で帰宅できるように、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。また、豊かな心をはぐくむ各種の未然防止の取り組みにより、いじめが起こりにくい雰囲気をつくっていく。そのための教職員間での共通理解を図るために、年度当初に全職員でいじめの定義を初めとして、本冊子の内容について読み合わせ、確認を行う。

##### ① いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで学校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

教職員の不適切な認識により、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしする言動がないよう十分注意する。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

##### ② 居心地の良い学級づくり、わかる授業づくりの推進

生徒が学校で過ごす中で一番長い時間は学級単位での授業である。定期的に構成的グループエンカウンターや懇談を行い、一人一人が居心地の良さを感じられるような学級経営を行い、生徒が学ぶ喜びと達成感を感じられる分かりやすい授業づくりを行う。

### ③ 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

### ④ 生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定

生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

### ⑤ 人権教育の充実

生徒の方言・人種・言語・文化などが多様化している。これらの違いを認めることはいじめの未然防止にもなる。そのため、道徳の時間をはじめとする教育活動全般において、人権教育を充実し、違いを認められる生徒を育成しなければならない。

### ⑥ 生徒一人一人と向き合う時間の確保

担任を基本として、アンケートの記載内容に関わらず、必要な懇談機会を確保し、生徒との温かい人間関係作りの一助とする。

## (2) いじめの未然防止2「課題未然防止教育」

### ① いじめ防止教育の実施

道徳の時間を中心に、いじめの定義や未然防止について考える時間を持ち、いじめを身近な問題として捉え、防止について主体的に考える態度を養う。また、いじめアンケート内にいじめの定義を毎回記載することで定期的に啓発を行う。

### ② SOSの出し方に関する教育の実施

いじめの訴えに限らず、困り事・ストレスを一人で抱えず周囲へ相談したり、助けを求めたりすることができるようその方法を学ぶ機会を設ける。具体的には、各種相談窓口やチャットボットを用いた支援ツールの紹介を行ったり、また、1年生には年度当初にスクールカウンセラーとの1分間カウンセリングを行い、つながりを持ちやすくする。

### ③ 外部講師を招いての講演会等の実施

様々な職業の外部講師を招聘し、いじめに関する講演会を実施する。

### ④ 情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育の拡充

1人一台のタブレット端末や家庭でのスマートフォン等のインターネット機器の使用に際して、効果的な使用のために教科・道徳・総合等の授業の時間において、情報の誤認に対する危機回避、情報発信者の責任、健康面への注意、インターネット上でのトラブル遭遇時の対応など、情報スキルのさらなる拡充を図る。

## (3) いじめの早期発見「課題早期発見対応」

生徒のささいな変化に目を向け、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応する。生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように注意する。

### ① アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。アンケートは学校で記入したり自宅で記入したりする等、年間を通じて様々な形態・方法で行うようにする。アンケート調査後、アンケート用紙は校長・教頭を含めた複数の目でチェックする。必ず三重でチェックを行い、消し跡も含めて記載内容の見逃しを防ぐ。そして、記載内容を学校全体で速やかに共有し、迅速かつ組織的な対応を取りやすくする。また、学級担任等が記載内容についての対応を抱え込んでしまうことも防止する。

アンケート調査の結果、いじめの訴えがない場合にも、学期に一度一人一人との懇談を行う。また、スクールカウンセラーを積極的に活用するため、アンケート項目に希望欄を設け、生徒から面談希望を出しやすくする。

## ② 教師と生徒の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と生徒の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、デイリーライフ等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。また、生徒のがんばっていることを認めるような活動を教師集団が行うことで、より悩みを打ち明けやすい関係を築いていく。

## ③ 相談体制の充実と周知

相談ポストを常設して、生徒からの訴えを出しやすくする。また、年度当初や長期休業前には相談窓口の一覧を作成し、全校生徒と保護者にプリントを配布して周知する。

## ④ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館や民生委員等とも連携を密に行い、家庭や地域と一体になって生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

## ⑤ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、学校全体で共有する。

## ⑥ 「教師が知っておきたい自殺予防マニュアル」の職員への周知

年度当初の研修会においてリーフレットで確認を行い、周知徹底を図る。

# (4) いじめへの適切かつ迅速な対処「困難課題対応的生徒指導」

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

## ① 組織的な指導体制の確立

校内に、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に属する者に情報を報告する。その情報は「いじめ問題対策チーム」や学校全体で共有、その後は、組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、平素より、いじめを発見・通報を受けた場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。

## ② 関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、野々市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

いじめを行う生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、平素から、情報共有体制を構築しておく。

### 警察に相談又は通報すべきいじめの事例

- ・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする…【暴行】(刑法第208条)
  - ・無理矢理ズボンや下着を脱がす…【暴行】(刑法第208条)
  - ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる  
…【傷害】(刑法第204条)
  - ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る…【強要わいせつ】(刑法第176条)
  - ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる…【恐喝】(刑法第249条)
  - ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる…【恐喝】(刑法第249条)
  - ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む…【窃盗】(刑法第235条)
  - ・財布から現金を盗む…【窃盗】(刑法第235条)
  - ・自転車を壊す…【器物損壊等】(刑法第261条)
  - ・制服をカッターで切り裂く…【器物損壊等】(刑法第261条)
  - ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる  
…【名誉毀損、侮辱】(刑法第230条、231条)
  - ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す…【脅迫】(刑法第222条)
  - ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く…【名誉毀損、侮辱】(法第230条、231条)
  - ・同級生に対して「死ぬ」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した  
【自殺関与】…(刑法第202条)
  - ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自身のスマートフォンに後らせる。
  - ・同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。
  - ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォンに保存している。【児童ポルノ提供等】…(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)
  - ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。【私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)】(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)
- 「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」令和5年2月7日文科科学省

### ③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実・人権教育の充実を図る。

## (5) いじめの再発防止

いじめを受けた生徒が安心な生活を取り戻すよう継続的に見守ったり、同様のいじめを繰り返さないよう、後の指導に生かしたりするなど、適切な再発防止の措置を行う。

### ① 被害者に対して

経過の確認や見守りを行い、その報告を保護者に行う。本人、保護者の意向を尊重した対応をしていく。心のケアに重点を置き、複数の職員で見守り、スクールカウンセラーとの面談も必要に応じて勧めていく。

### ② 加害者に対して

経過の確認や見守りを行い、その報告を保護者に行うとともに、その後の立ち直りについて協力関係を構築していく。スクールカウンセラーとの面談も視野に入れながら、自分自身を見つめ直させ、立ち直りを支援していく。

### ③ 継続的な見守り

いじめ事案に対応した後には、いじめを受けた生徒が安心な生活を取り戻せるよう、継続的な見守りを行うことが重要である。「いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続している」、「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを生徒本人及び保護者との懇談等で確認できている」ことで、いじめが解消していると言える。全職員の協力の下、継続した見守りをしなければならない。

### ④ いじめが「解消している」中での対応

「解決したと思っていたいじめが継続していた」あるいは、「いじめる立場が逆転して再発した」等といったことが事例もあることから、経過観察は保護者とも連携して行う。さらに、解消した後もいじめ問題に係る情報を共有し続けることで、より長期的な見守りを行う。必要に応じて、いじめ問題対策チームを招集し、いじめ問題の再検討と追加支援策を検討する。

### 3 いじめ問題対策チームの設置（常設）

#### (1) 目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

#### (2) 構成

校長，教頭，主幹教諭，学年主任，生徒指導主事，教育相談コーディネーター，特別支援コーディネーター，養護教諭，スクールカウンセラー，生徒指導サポーター

#### (3) 役割

ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施，進捗状況の確認，定期的検証

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・学校いじめ防止基本方針の全ての教職員に対する周知と啓発
- ・P D C Aサイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示

ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発，意見聴取

- ・生徒や保護者・地域に対する学校いじめ防止基本方針の周知と啓発
- ・生徒会が主体となった取組の推進
- ・学校におけるいじめ相談窓口の設置と生徒，保護者等への周知
- ・P T A, 学校運営協議会や関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- ・各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・相談事例の集約と内容の分析

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

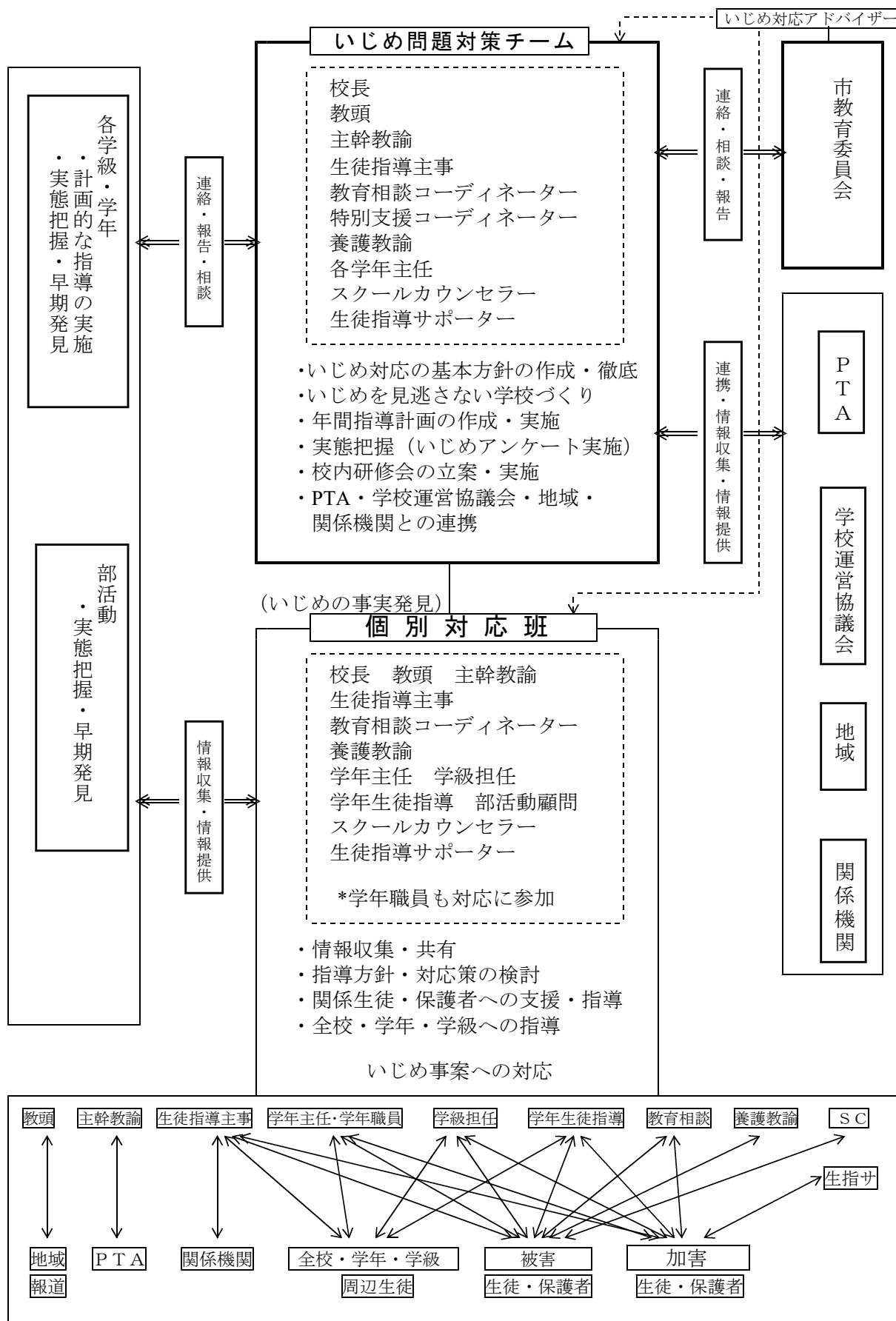
- ・関係教職員の招集及び役割分担
- ・教職員からの情報収集及び整理

カ 発見されたいじめ事案への対応

- ・対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・教育委員会への報告・相談
- ・対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・関係機関への協力要請
- ・スクールカウンセラーや生徒指導サポーターの活用

キ 重大事態への対応

- ・教育委員会への報告・相談
- ・教育委員と連携した対応





## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ① 重大事態の意味

重大事態とは、法第 28 条において以下のように定義される。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企画した場合・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態であるにとらえる必要がある。

#### ② 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

#### ③ 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

#### ④ 調査結果の提供及び報告

学校は教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

学校は、教育委員会に調査結果を報告する。

## 5 いじめ未然防止，早期発見，早期対応の年間計画

	取組内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導研修会の実施（「方針」の確認）</li> <li>・ホームページ等による「方針」等の発信</li> <li>・「いじめ問題対策チーム」の設置</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケートの実施</li> <li>・第1回「いじめ問題対策会議」の実施</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいアンケートの実施</li> <li>・個人懇談週間の実施</li> <li>・第2回「いじめ問題対策会議」の実施</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケートの実施</li> <li>・第3回「いじめ問題対策会議」の実施</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修（教育相談研修会）</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケートの実施</li> <li>・第4回「いじめ問題対策会議」の実施</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケートの実施</li> <li>・第5回「いじめ問題対策会議」の実施</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいアンケートの実施</li> <li>・個人懇談週間の実施</li> <li>・第6回「いじめ問題対策会議」の実施</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間に向けての取組（生徒会等）</li> <li>・生活アンケートの実施</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケートの実施</li> <li>・第7回「いじめ問題対策会議」の実施</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいアンケートの実施</li> <li>・個人懇談週間の実施</li> <li>・第8回「いじめ問題対策会議」の実施</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の取組アンケート</li> <li>・次年度への引き継ぎ</li> </ul>

## 6 いじめの早期発見に関する留意事項

### (1) 学校でわかるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の生徒が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

#### <学校での一日>

#### ○ いじめを受けている生徒が学校で出すサイン

#### ※印 無理にやらされている可能性のあるもの

機会	観察の視点 (特に, 変化が見られる点)	
学級朝礼時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遅刻・欠席が増える</li> <li>○ 表情が冴えず, うつむきがちになる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い</li> <li>○ 出席確認の声が小さい</li> </ul>
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 忘れ物が多くなる</li> <li>○ 用具, 机, 椅子等が散乱している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人だけ遅れて教室に入る</li> <li>○ 涙を流した気配が感じられる</li> <li>○ 周囲が何となくざわついている</li> <li>○ 席を替えられている</li> </ul>
授業中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正しい答えを冷やかされる</li> <li>○ 発言に対し, しらけや嘲笑が見られる</li> <li>○ 責任ある係の選出の際, 冷やかし半分に名前が挙げられる</li> <li>○ ひどいアダ名で呼ばれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループ分けで孤立することが多い</li> <li>○ 保健室によく行くようになる</li> <li>※ 不まじめな態度で授業を受ける</li> <li>※ ふざけた質問をする</li> <li>※ テストを白紙で出す</li> </ul>
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人でいることが多い</li> <li>○ わけもなく階段や廊下等を歩いている</li> <li>○ 用もないのに職員室等に来る</li> <li>○ 遊びの中で孤立しがちである</li> <li>○ プロレスごっこで負けることが多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集中してボールを当てられる</li> <li>○ 遊びの中で, いつも同じ役をしている</li> <li>※ 大声で歌を歌う</li> <li>※ 仲良しでない者とトイレに行く</li> </ul>
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食べ物にいたずらをされる</li> <li>○ グループで食べる時, 席をはなしている</li> <li>○ その生徒が配膳すると嫌がられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる</li> <li>※ 好きな物を級友に譲る</li> </ul>
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目の前にゴミを捨てられる</li> <li>○ 最後まで一人でする</li> <li>○ 椅子や机がぽつんと残る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ さぼることが多くなる</li> <li>※ 人の嫌がる仕事を一人でする</li> </ul>
放課後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている</li> <li>○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある</li> <li>○ 急いで一人で帰宅する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 用事がないのに学校に残っている日がある</li> <li>○ 部活動に参加しなくなる</li> <li>※ 他の子の荷物を持って帰る</li> </ul>

## 《注意しなければならない生徒の様子》

様子等	観察の視点(特に、変化が見られる点)	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活気がなく、おどおどしている</li> <li>○寂しそうな暗い表情をする</li> <li>○手遊び等が多くなる</li> <li>○独り言を言ったり急に大声を出したりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○視線を合わせない</li> <li>○教師と話するとき不安な表情をする</li> <li>○委員を辞める等やる気を失う</li> <li>※言葉遣いが荒れた感じになる</li> </ul>
持ち物 や服装	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教科書にいたずら書きされる</li> <li>○刃物等、危険な物を所持する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○持ち物、靴、傘等を隠される</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる</li> <li>○教科書、教室の壁、掲示物等に落書き、いたずらがある</li> <li>○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる</li> <li>○下駄箱のズックにいたずらや嫌がらせの手紙が入っている</li> <li>○物が壊されたり、事件が起こった時、根拠もないのにその人のせいにする</li> <li>○「バイキン」「・・・菌」といったあだ名がつけられ、みんなから避けられる</li> </ul>	

- (2) 家庭でわかるいじめ発見のポイント (いじめられている子どもが家庭で出すサイン)  
保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要があります。

観察の視点(特に、変化が見られる点)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。</li> <li>○ 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)</li> <li>○ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。</li> <li>○ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。</li> <li>○ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。</li> <li>○ 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。</li> <li>○ 表情が暗くなり、言葉が少なくなる。</li> <li>○ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。</li> <li>○ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。</li> <li>○ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。</li> <li>○ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。</li> <li>○ ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。</li> <li>○ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。</li> <li>○ 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。</li> <li>○ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。</li> <li>○ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。</li> <li>○ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。</li> <li>○ 「どうせ自分は大だめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに興味を持つ。</li> <li>○ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。</li> <li>○ 携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする。または、全く触らない。</li> <li>○ 親が近づくとパソコンの画面を切り替え、隠そうとする。</li> <li>○ 電話の着信音におびえるような態度を取る。</li> <li>○ 電話やメールの受信後、そっと一人で出かけようとする。</li> </ul>

## 7 被害生徒・被害生徒保護者，加害生徒・加害生徒保護者，周囲の生徒への支援・指導

### ①被害生徒への対応

- ・いかなる理由があっても，徹底していじめられた生徒の見方になる事を伝え，安心させる。
- ・担任を中心に，生徒が話しやすい教師が対応する。
- ・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け，共感しながら事実をきいていく。
- ・今後の指導について伝える。
- ・いじている側の生徒との今後のつきあい方など，行動の行方を指導する。
- ・学校は安易に解決したと判断せず見守ることを伝え，いつでも相談できるような手立てを伝える。
- ・デイリーライフへの書き込みや面談を定期的に行い，不安や悩みを解消する。

### ②被害生徒の保護者への対応

- ・不安と動揺の気持ちを十分に受け止めて，対応策について協議する。また，学校としていじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ・把握した事実や対応を正確に伝える。
- ・子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・加害側の保護者からの謝罪方法について相談をする。
- ・今後の対応について伝え，理解を得る。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい，子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

### ③加害生徒への対応

- ・いじめが人間として絶対許されない行為であることを説諭する。
- ・対応する教師は，中立の立場で，うそごまかしのない事実確認を行う。
- ・被害者の辛さに気付かせ，相手の立場に立って考えさせる。
- ・いじめは決して許されないことを分からせ，責任転嫁を許さない。
- ・自分はどうすべきだったか，これからどうしていくかを内省させる。
- ・不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し，学校生活に目的を持たせ，人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く，継続して行い，立ち直りを支援する。

### ④加害生徒保護者への対応

- ・正確に事実関係を伝え，学校との協力関係を構築する。
- ・被害生徒の状況も伝え，いじめについて認識してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え，指導に対する理解を求める。

### ⑤周囲の生徒への対応

- ・いじめは，集団全体の問題として対応していく。
- ・周囲ではやし立てていた生徒や傍観していた生徒も，問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害生徒は，観衆や傍観者の態度をどのように感じていたか考えさせる。
- ・これからの行動について考えさせる。

### ⑥全体への指導

- ・集団全体に指導をしていく。
- ・いじめの事実を告げ，いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ・前向きに今後の行動について考えさせる。